

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

「明治日本の産業革命遺産」の理解増進・情報発信（インタープリテーション）等による地域再生計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、山口県、岩手県、静岡県、北九州市、大牟田市、中間市、佐賀市、長崎市、荒尾市、宇城市、鹿児島市、萩市、釜石市、伊豆の国市

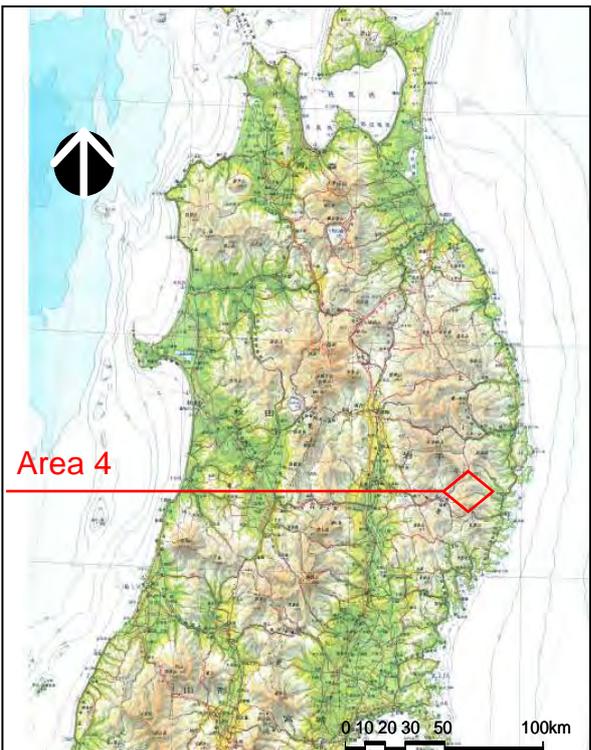
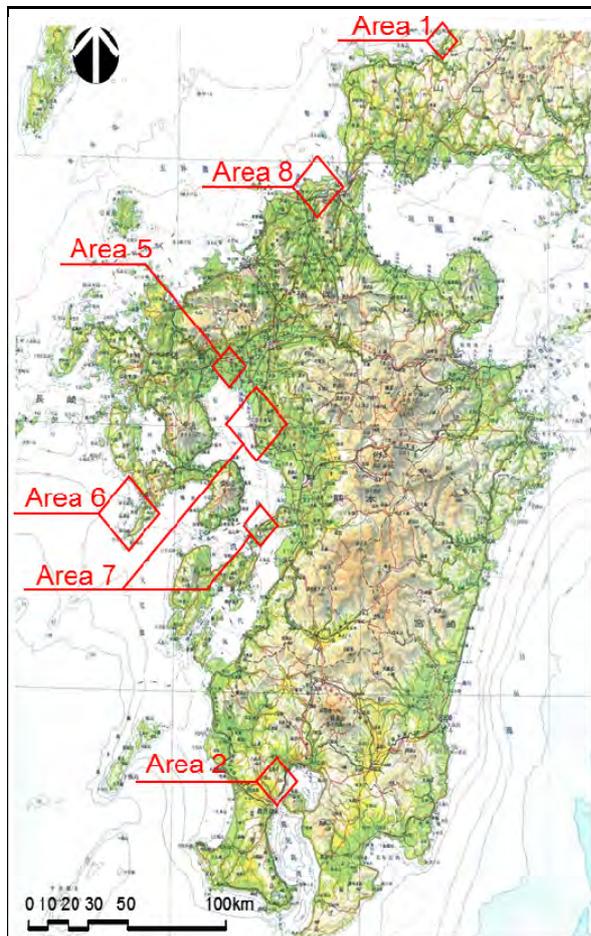
## 3 地域再生計画の区域

北九州市、大牟田市、中間市、佐賀市、長崎市、荒尾市、宇城市、鹿児島市、萩市、釜石市及び伊豆の国市の全域

| エリア |    | 構成資産       | エリア |    | 構成資産                      |
|-----|----|------------|-----|----|---------------------------|
| 萩   | 1  | 萩反射炉       | 長崎  | 12 | 小菅修船場跡                    |
|     | 2  | 恵美須ヶ鼻造船所跡  |     | 13 | 三菱長崎造船所 第三船渠              |
|     | 3  | 大板山たたら製鉄遺跡 |     | 14 | 三菱長崎造船所 ジャイアント・カンチレバークレーン |
|     | 4  | 萩城下町       |     | 15 | 三菱長崎造船所 旧木型場              |
|     | 5  | 松下村塾       |     | 16 | 三菱長崎造船所 占勝閣               |
| 鹿児島 | 6  | 旧集成館       |     | 17 | 高島炭坑                      |
|     | 7  | 寺山炭窯跡      |     | 18 | 端島炭坑                      |
|     | 8  | 関吉の疎水溝     |     | 19 | 旧グラバー住宅                   |
| 韮山  | 9  | 韮山反射炉      |     | 三池 | 20                        |
| 釜石  | 10 | 橋野鉄鉱山・高炉跡  | 21  |    | 三角西（旧）港                   |
| 佐賀  | 11 | 三重津海軍所跡    | 八幡  | 22 | 官営八幡製鐵所                   |
|     |    |            |     | 23 | 遠賀川水源地ポンプ室                |

\* 「明治日本の産業革命遺産」は、8エリア、11サイト、23資産で構成される。

「明治日本の産業革命遺産」構成資産分布図



| エリア   | サイト            | 構成資産                |
|-------|----------------|---------------------|
| 1 萩   | 萩の産業化初期の時代の遺産群 | 萩反射炉                |
|       |                | 恵美須ヶ鼻造船所跡           |
|       |                | 大板山たたら製鉄遺跡          |
|       |                | 萩城下町                |
|       |                | 松下村塾                |
| 2 鹿児島 | 集成館            | 旧集成館                |
|       |                | 寺山炭窯跡               |
|       |                | 関吉の疎水溝              |
| 3 斐山  | 斐山反射炉          | 斐山反射炉               |
| 4 釜石  | 橋野鉄鉱山          | 橋野鉄鉱山・高炉跡           |
| 5 佐賀  | 三重津海軍所跡        | 三重津海軍所跡             |
| 6 長崎  | 長崎造船所          | 小菅修船場跡              |
|       |                | 三菱長崎造船所 第三船渠        |
|       |                | 同 ジャイアント・カンチレバークレーン |
|       |                | 同 旧木型場              |
|       | 同 占勝閣          |                     |
| 高島炭鉱  | 高島炭坑           |                     |
|       | 端島炭坑           |                     |
|       | 旧グラバー住宅        | 旧グラバー住宅             |
| 7 三池  | 三池炭鉱・三池港       | 三池炭鉱・三池港            |
|       | 三角西港           | 三角西（旧）港             |
| 8 八幡  | 官営八幡製鐵所        | 官営八幡製鐵所             |
|       |                | 遠賀川水源ポンプ室           |



## 4 地域再生計画の目標

### 4-1 地域再生計画区域自治体の状況

地域再生計画の区域を構成する自治体の状況は次のとおりであるが、その多くは首都圏などの大都市圏から遠く離れた地域に存しており、人口の減少、経済の低迷、少子高齢化の進展などの地域活力低下という地方に共通する課題を抱えている地域である。

その一方で、本計画区域は「明治日本の産業革命遺産」の構成資産を有しており、この「明治日本の産業革命遺産」は、8県11市に分布した23の資産で構成される我が国で初めての本格的なシリアルノミネーション※による世界遺産であり、我が国の近代化に重要な役割を果たした地域の誇るべき資産であると同時に、観光資源としても高い魅力を有している。

※シリアルノミネーション：複数の資産を、同じ歴史・文化群のまとまりとして関連づけ、全体で顕著な普遍的価値を有するものとして、世界遺産に推薦すること。

#### ▼構成自治体の面積及び人口

| 自治体名 | 面積<br>(Km <sup>2</sup> ) | 人口(単位:人)   |            |         |       |
|------|--------------------------|------------|------------|---------|-------|
|      |                          | H25        | H26        | 増減      | 増減率   |
| 福岡県  | 4,986                    | 5,090,712  | 5,092,513  | 1,801   | 0.04  |
| 佐賀県  | 2,441                    | 839,615    | 835,016    | △4,599  | △0.55 |
| 長崎県  | 4,132                    | 1,396,461  | 1,385,570  | △10,891 | △0.78 |
| 熊本県  | 7,409                    | 1,801,495  | 1,794,623  | △6,872  | △0.38 |
| 鹿児島県 | 9,189                    | 1,680,319  | 1,669,110  | △11,209 | △0.67 |
| 山口県  | 6,114                    | 1,420,003  | 1,408,938  | △11,065 | △0.78 |
| 岩手県  | 15,271                   | 1,294,453  | 1,284,384  | △10,069 | △0.78 |
| 静岡県  | 7,781                    | 3,715,901  | 3,697,651  | △18,250 | △0.49 |
| (県計) | 57,323                   | 17,238,959 | 17,167,805 | △71,154 | △0.41 |

(参考) 全国平均の人口減少率(H25) △0.17

県、市それぞれ全国平均と比較して減少幅が大きい状況である。

| 自治体名  | 面積<br>(Km <sup>2</sup> ) | 人口(単位:人)  |           |         |       |
|-------|--------------------------|-----------|-----------|---------|-------|
|       |                          | H25       | H26       | 増減      | 増減率   |
| 北九州市  | 492                      | 968,122   | 963,259   | △4,863  | △0.50 |
| 大牟田市  | 81                       | 122,623   | 121,096   | △1527   | △1.25 |
| 中間市   | 16                       | 44,280    | 43,426    | △854    | △1.93 |
| 佐賀市   | 432                      | 235,954   | 235,358   | △596    | △0.25 |
| 長崎市   | 406                      | 436,029   | 433,514   | △2,515  | △0.58 |
| 荒尾市   | 57                       | 54,204    | 53,790    | △414    | △0.76 |
| 宇城市   | 189                      | 62,017    | 61,547    | △470    | △0.76 |
| 鹿児島市  | 548                      | 607,604   | 606,750   | △854    | △0.14 |
| 萩市    | 699                      | 52,593    | 51,750    | △843    | △1.60 |
| 釜石市   | 440                      | 37,020    | 36,570    | △450    | △1.22 |
| 伊豆の国市 | 95                       | 50,052    | 49,787    | △265    | △0.53 |
| (市計)  | 3,455                    | 2,670,498 | 2,656,847 | △13,651 | △0.51 |

### ▼構成自治体の観光客数の状況

| 自治体名 | 観光客数（単位：千人） |         |         | 増減          |             |
|------|-------------|---------|---------|-------------|-------------|
|      | H23         | H24     | H25     | H23～<br>H24 | H24～<br>H25 |
| 福岡県  | 103,036     | 106,737 | 107,230 | 3,701       | 493         |
| 佐賀県  | 13,585      | 12,989  | 13,186  | △596        | 197         |
| 長崎県  | 28,198      | 29,666  | 31,303  | 1,468       | 1,637       |
| 熊本県  | 15,926      | 20,728  | 30,235  | 4,802       | 9,507       |
| 鹿児島県 | 20,487      | 20,217  | 20,506  | △270        | 289         |
| 山口県  | 27,025      | 28,354  | 28,474  | 1,329       | 120         |
| 岩手県  | 22,711      | 27,401  | 28,843  | 4,690       | 1,442       |
| 静岡県  | 129,661     | 138,081 | 144,968 | 8,420       | 6,887       |
| (県計) | 360,629     | 384,173 | 404,744 | 23,544      | 20,571      |

| 自治体名  | 観光客数（単位：千人） |        |        | 増減          |             |
|-------|-------------|--------|--------|-------------|-------------|
|       | H23         | H24    | H25    | H23～<br>H24 | H24～<br>H25 |
| 北九州市  | 22,417      | 25,172 | 25,654 | 2,755       | 482         |
| 大牟田市  | 2,277       | 2,145  | 2,118  | △132        | △27         |
| 中間市   | 48          | 49     | 48     | 1           | △1          |
| 佐賀市   | 5,303       | 5,218  | 4,658  | △85         | △560        |
| 長崎市   | 5,945       | 5,953  | 6,078  | 8           | 125         |
| 荒尾市   | 2,338       | 2,161  | 2,260  | △177        | 99          |
| 宇城市   | 1,956       | 2,121  | 2,259  | 165         | 138         |
| 鹿児島市  | 9,555       | 9,392  | 9,517  | △163        | 125         |
| 萩市    | 2,280       | 2,334  | 2,185  | 54          | △149        |
| 釜石市   | 264         | 507    | 505    | 243         | △2          |
| 伊豆の国市 | 546         | 548    | 472    | 2           | △76         |
| (市計)  | 52,928      | 55,599 | 55,754 | 2,671       | 155         |

### 外国人旅行者数

| 区分    | 観光客数（単位：人） |           |           | 増減      |         |
|-------|------------|-----------|-----------|---------|---------|
|       | H23        | H24       | H25       | H23～H24 | H24～H25 |
| 構成県の計 | 1,777,905  | 2,525,169 | 3,069,641 | 747,264 | 544,472 |
| 構成市の計 | 248,082    | 339,639   | 435,473   | 91,557  | 95,834  |

### ▼構成自治体の市町村合併の状況

| 自治体名  | 合併市町村数 | 旧市町村                              |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 北九州市  | —      |                                   |
| 大牟田市  | —      |                                   |
| 中間市   | —      |                                   |
| 佐賀市   | 8      | 佐賀市、諸富町、大和町、富士町、三瀬村、川副町、東与賀町、久保田町 |
| 長崎市   | 8      | 長崎市、香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町、三和町、琴海町 |
| 荒尾市   | —      |                                   |
| 宇城市   | 5      | 三角町、不知火町、松橋町、小川町、豊野町              |
| 鹿児島市  | 6      | 鹿児島市、吉田町、桜島町、郡山町、松元町、喜入町          |
| 萩市    | 7      | 萩市、川上村、田万川町、むつみ村、須佐町、旭村、福栄村       |
| 釜石市   | —      |                                   |
| 伊豆の国市 | 3      | 伊豆長岡町、大仁町、蕪山町                     |

### ▼構成自治体の高齢化率と出生数の状況

| 自治体名 | 高齢化率(10月1日現在) |      |      | 出生数(人)  |         |
|------|---------------|------|------|---------|---------|
|      | H24           | H25  | H26  | H17     | H22     |
| 福岡県  | 22.7          | 23.6 | 24.5 | 43,421  | 46,818  |
| 佐賀県  | 25.3          | 26.1 | 27.0 | 7,508   | 7,640   |
| 長崎県  | 27.0          | 27.8 | 28.8 | 12,148  | 12,004  |
| 熊本県  | 26.4          | 27.2 | 28.0 | 15,645  | 16,246  |
| 鹿児島県 | 27.0          | 27.8 | 28.6 | 14,834  | 15,124  |
| 山口県  | 29.2          | 30.2 | 31.3 | 11,566  | 11,579  |
| 岩手県  | 27.9          | 28.7 | 29.6 | 10,545  | 9,745   |
| 静岡県  | 24.9          | 26.0 | 26.9 | 31,908  | 31,896  |
| (県計) |               |      |      | 147,575 | 151,052 |

(参考) 全国平均の高齢化率 (H25) 25.1%  
 全国平均と比較して高齢化率の高い自治体が多い。

| 自治体名  | 高齢化率(10月1日現在) |      |      | 出生数(人) |        |
|-------|---------------|------|------|--------|--------|
|       | H24           | H25  | H26  | H17    | H22    |
| 北九州市  | 25.7          | 26.6 | 27.6 | 2,150  | 2,095  |
| 大牟田市  | 31.1          | 32.4 | 33.4 | 8,247  | 8,369  |
| 中間市   | 30.7          | 31.9 | 33.4 | 849    | 920    |
| 佐賀市   | 23.7          | 24.3 | 25.1 | 320    | 308    |
| 長崎市   | 26.1          | 27.0 | 28.0 | 3,373  | 3,353  |
| 荒尾市   | 29.4          | 30.5 | 31.6 | 409    | 455    |
| 宇城市   | 27.9          | 28.8 | 29.7 | 509    | 516    |
| 鹿児島市  | 21.7          | 22.5 | 23.4 | 5,437  | 5,886  |
| 萩市    | 35.5          | 36.4 | 37.6 | 385    | 282    |
| 釜石市   | 33.9          | 34.6 | 35.3 | 282    | 188    |
| 伊豆の国市 | 26.0          | 27.4 | 28.5 | 427    | 335    |
| (市計)  |               |      |      | 22,338 | 22,707 |

## 4-2 資産の概要等

### (資産概要)

「明治日本の産業革命遺産」は、19世紀後半より20世紀初頭にかけて、幕末から明治期の日本における重工業分野（製鉄・製鋼、造船、石炭産業）の急速な産業化の道程を、時間軸に沿って証言する一連の産業遺産（現役産業施設を含む。）により構成されている。

これらの資産は、8県11市に立地し、地理的に分散しているが、群として全体で、「西洋の科学技術の伝播の波が伝統的な日本の文化と融合し、日本が極めて短い間に産業化を遂げたことは、技術の歴史等において、極めて類希なことである」等の顕著な普遍的価値※を有し、一つの範囲を構成する。

※顕著な普遍的価値：国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義

### (取組方針)

「明治日本の産業革命遺産」は、平成26年1月に国からユネスコ世界遺産センターに推薦書を提出され、平成27年6月～7月にドイツのボンで開催される世界遺産委員会で登録の可否が審議・決定される予定である。

この「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産価値は一つであり、世界遺産としての価値を適切かつ正確に伝えるためには、全資産の世界遺産価値、価値に貢献する構成資産のアトリビュートを全体のストーリーに沿った一貫した説明(以下、インタープリテーションと言う。)が不可欠である。

このため、内閣官房をはじめとする関係省庁や資産所在自治体（8県11市）で構成する「保全委員会」において、登録推薦資産の世界遺産価値の一般認識と理解を深める目的で、平成26年9月に「インタープリテーション戦略」が策定された。

この戦略に基づき、8エリア11サイト23構成資産から成る我が国で初めての本格的なシリアルノミネーションとして当該資産の統一的なインタープリテーションの確立を目指し、構成自治体の連携のもとに「明治日本の産業遺産革命」の世界遺産への登録を推進するため設立された九山協議会※において世界遺産としての価値を適切かつ正確に伝えるための統一した取組を行うこととしている。

九山協議会では、平成27年度は「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産登録に万全を期すとともに、登録後は、様々な登録記念事業の実施や、今後の保全活用の土台を構築するため、資産全体としてのインタープリテーションや管理保全に係る人材育成に向けて、国や関係自治体等と連携しながら取り組む。

※九山協議会：『「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進協議会』の略称。

[構成自治体] 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、山口県、岩手県、静岡県、北九州市、大牟田市、中間市、佐賀市、長崎市、荒尾市、宇城市、鹿児島市、萩市、釜石市、伊豆の国市

#### 4-3 目標

「明治日本の産業革命遺産」は、19世紀後半から20世紀の初頭にかけて、西洋から非西洋へ世界で初めて産業革命の伝播が成功したことを顕す産業遺産の技術の集合体であり、8県11市に分布する23の資産で構成され、全体で一つの世界遺産価値を有する、我が国で初めての本格的なシリアルノミネーションによる世界遺産である。

この我が国の近代化に重要な役割を果たした資産である「明治日本の産業革命遺産」を活かして、それぞれの地域が自らの郷土の歴史や文化への誇りを醸成するとともに、関係自治体が連携してこれらの資産を活用することにより、計画区域における交流人口を増加させ、元気と活力のある地域の再生を図る。

#### 【数値目標】

##### 目標1：観光客数

地域再生計画の区域（市全体）の基準年（平成25年）と比較して計画期間（平成27年～29年）の平均で300万人アップ

平成25年（基準年度）観光客数 55,753,700人  
平成27年～平成29年平均観光客数 58,753,700人

（単位：人）

|              | 平成25年      | 平成27年      | 平成28年      | 平成29年      |
|--------------|------------|------------|------------|------------|
| 観光客数<br>(年次) | 55,753,700 | 58,753,700 | 58,753,700 | 58,753,700 |

|              |             |            |
|--------------|-------------|------------|
| 観光客数<br>(平均) | 平成27年～平成28年 | 58,753,700 |
|              | 平成27年～平成29年 | 58,753,700 |

目標 2 : 外国人観光客数

地域再生計画の区域（市全体）の基準年（平成 25 年）と比較して計画期間最終年（平成 29 年）に 20 万人アップ

平成 25 年（基準年度）外国人観光客数 435,473 人  
平成 29 年外国人観光客数 636,000 人

（単位：人）

|                 | 平成 25 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|
| 外国人観光客数<br>（年次） | 435,473 | 586,000 | 611,000 | 636,000 |

目標 3 : 理解増進イベント（シンポジウム等）への参加者数

本地域再生計画の策定主体の集合体である「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進協議会（以下、「九山協議会」※という。）が主催した直近のシンポジウム（H25.1.27 開催）の参加者数と比較して計画期間（平成 27 年度～29 年度）に行う理解増進イベント（シンポジウム等）の平均 20%アップ

平成 25 年（基準年度）参加者数 350 人  
平成 27 年～平成 29 年平均参加者数 500 人

（単位：人）

|                | 平成 25 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|
| シンポジウム<br>参加者数 | 350     | 500     | 500     | 500     |

|                        |                 |     |
|------------------------|-----------------|-----|
| シンポジウム<br>参加者数<br>（平均） | 平成 27 年～平成 28 年 | 500 |
|                        | 平成 27 年～平成 29 年 | 500 |

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

本地域再生計画においては、作成主体の集合体である九山協議会が「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産としての価値を適切かつ正確に伝えるための統一した理解増進・情報発信活動を実施するとともに、8県11市におけるそれぞれの世界遺産としての理解増進・普及啓発に向けての取組みや、計画区域における交流人口を増加させ、元気と活力のある地域の再生を図る。

具体的には、「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産としての価値を適切かつ正確に伝えるための統一した理解増進・情報発信活動として、下記の事業に取り組む。

- (1) 登録記念事業（シンポジウム）の開催
- (2) 登録記念誌の作成
- (3) パンフレット、ポスター、映像コンテンツ、グッズ等の作成
- (4) ホームページの更新・管理
- (5) 登録記念広報ツール（展示パネル等）の作成
- (6) シリアルノミネーションを伝える人材の育成
- (7) 管理保全の知識や技術の向上を図るための研修会の開催等
- (8) スマートフォンアプリ等の開発

### 5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

### 5-3 法第5章の特例の措置を適用して行う事業

該当なし

### 5-4 その他の事業

#### 5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

#### 5-4-2 複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組

##### ①独自の取組として実施する事業

- (1) 世界文化遺産シンポジウム（仮称）開催事業

事業概要：

「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産登録を契機に、国内外の専

専門家や、地域の遺産保全活動や観光業などの地域活性化に取り組む団体などが一堂に会した「世界文化遺産シンポジウム（仮称）」を開催し、世界文化遺産を活用しての地域振興に向けた機運醸成を図るとともに、世界文化遺産としての価値や保全・活用のあり方について理解を深めながら、国内外へ情報発信するとともに、世界文化遺産を活用した観光誘客など、観光産業を始めとした地域活性化を図る。

実施主体：九山協議会

事業期間：平成27年度

## （2）世界文化遺産の理解増進・情報発信事業

事業概要：

「明治日本の産業革命遺産」は、8県11市にかけて分布する構成資産がシリアルノミネーションとして全体で一つの世界遺産価値を有するもので、個々の資産とともに全体のストーリーに沿って、世界遺産としての価値を適正かつ正確に伝えるための統一した取組が必要である。

そのため、資産全体としての価値や、その価値に貢献する各構成資産の要素などを解説したパンフレット、映像、展示パネル、普及啓発用ポスター・グッズ等の理解増進・情報発信ツールを作成し、ガイダンス施設等への配置や人材育成、理解増進イベントなどで重層的に活用することにより、統一的なインタープリテーションを確立し、情報発信と来訪者への受け入れ態勢の充実を図ることにより、観光客の増加など、観光産業を始めとした地域経済の活性化を図る。

実施主体：九山協議会

事業期間：平成27年度

## ②独自の取組と密接に関連して実施する事業

### （1）スマートフォンアプリ開発による理解増進・情報発信事業

事業概要：

「明治日本の産業革命遺産」は我が国で初めての本格的なシリアルノミネーションによる世界遺産であり、シリアルノミネーションとしての全資産の世界遺産価値、価値に貢献する構成資産のアトリビュートを適切かつ正確に反映した説明が必要であり、そのためには、効果的で質が高く、かつ全体のストーリーに沿った一貫した説明（インタープリテーション）が不可欠である。

このような一貫した説明（インタープリテーション）を行うためには、スマートフォンなどを通じて手軽に遺産の価値や歴史的背景の情報を取得でき、かつ、シリアルノミネーションとしての価値の理解増進を図り、全エリアへの訪問を推奨する仕組みのアプリケーションを開発し、運用する。

このような取組により、身近に産業遺産のストーリーに触れることができ、構成自治体への観光交流人口の増加とともに、来訪者我がその遺産への理解を深めることにより、地域住民との交流も期待され、地域の活性化を図る。

また、開発した 3D コンテンツを標識並びに空間より認識することにより遺産のより深い理解を促進する。

#### 【アプリの主な機能】

- ア パスポートシステム（スタンプラリー機能、全資産への訪問を推奨）
- イ 資産に関する多国籍言語での AR ガイド機能（音声もしくは映像ガイダンスコンテンツ）
- ウ 3D 画像並びに古写真他映像ガイダンストリガー機能
- エ イベント他ニュースの同時発信機能
- オ 多言語対応（当初は日本語・英語のみで対応）

事業主体：「明治日本の産業革命遺産」インタープリテーション実行委員会

- \* 同実行委員会は、平成 27 年度文化遺産を活かした地域活性化事業（世界文化遺産活性化事業）の補助事業申請者
- \* 同実行委員会の構成員は、九山協議会の幹事、産業遺産国民会議の代表理事、評議員、理事、監事、顧問。

国の補助事業：文化庁所管の平成 27 年度文化遺産を活かした地域活性化事業（世界文化遺産活性化事業）を活用（予定）

- \* 平成 27 年 1 月 16 日に、同実行委員会として補助申請しているが、当補助事業は世界遺産を対象としているため、採択決定は世界遺産登録後となる見込み。

事業期間：27 年度から複数年での開発を予定

### 5-4-3 支援措置によらない独自の取組

#### (1) ウェブサイト開発による理解増進・情報発信事業

##### ① 事業概要

ユネスコでは世界遺産の価値を顕した全体の統一的展示計画の提示を求

めており、インタープリテーション戦略において、「明治日本の産業革命遺産」のウェブサイトで世界遺産の一元的な情報発信を行うこととされている。

「明治日本の産業革命遺産」は我が国で初めての本格的なシリアルノミネーションによる世界遺産であり、シリアルノミネーションとしての全資産の世界遺産価値、価値に貢献する構成資産のアトリビュートを適切かつ正確に反映した説明が必要であり、そのためには、効果的で質が高く、かつ全体のストーリーに沿った一貫した説明（インタープリテーション）が不可欠である。

このような一貫した説明（インタープリテーション）を行うためには、ウェブサイトでの一元的な情報発信は極めて有効な手段であり、このような情報発信を行うことにより、地域外からの観光客などの観光客などの流入を促進するとともに、構成自治体の連携による新たな観光周遊ルートの構築により、計画区域における交流人口を増加させ、元気と活力のある地域の再生を図るものとする。

このため、現行の九山協議会及び産業遺産国民会議の「明治日本の産業革命遺産」に関連するウェブサイトの一元化を図り（新たなウェブサイトを立ち上げ）、世界遺産としての一元的な情報発信を行う。

なお、登録時点において、最低限、開設している必要があることから、平成26年度に事業着手しているものである。

- ② 事業主体  
一般財団法人産業遺産国民会議、内閣官房、九山協議会
- ③ 事業期間  
平成26年度～平成27年度

## (2) シリアルノミネーションを伝える人材の育成

### ① 事業概要

「明治日本の産業革命遺産」は我が国で初めての本格的なシリアルノミネーションによる世界遺産であり、シリアルノミネーションとしての全資産の世界遺産価値、価値に貢献する構成資産のアトリビュートを適切かつ正確に反映した説明が必要であり、そのためには、効果的で質が高く、かつ全体のストーリーに沿った一貫した説明（インタープリテーション）が不可欠である。

各資産において、このような一貫した説明（インタープリテーション）を行うため、ガイドを対象とした研修会の実施や研修テキストを作成し、シリアルノミネーションとしての価値の理解増進を図り、全エリアへの訪問を推奨する仕組みを構築する。

このような取組により、地域住民の資産保全意識の向上による郷土への誇りの醸成による地域力の向上を図るとともに、おもてなしによる観

光りपीターの獲得、来訪者と地域住民との交流による地域の活性化により元気と活力のある地域再生を図るもの。

- ② 事業主体  
九山協議会
- ③ 事業期間  
平成27年度～平成29年度

(3) 管理保全の知識や技術の向上を図るための研修会の開催等

- ① 事業概要  
世界遺産としての「明治日本の産業革命遺産」を活用して地域再生を図ることとしており、世界遺産としての管理保全に係る人材育成は必要不可欠なものであり、管理保全の知識や技術の向上を図るための研修会の開催などを行うものである。
- ② 事業主体  
九山協議会
- ③ 事業期間  
平成27年度～平成29年度

## 5-5 計画期間

認定の日から平成30年3月末

## 6 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 6-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

目標の達成状況を確認するため、本地域再生計画の作成主体（8県11市の自治体）の集合体である九山協議会において毎年度評価を行うものとする。

<具体的な目標達成状況の確認方法>

目標1：観光客数  
構成市が毎年公表している観光客数（観光動態調査など）の合計

目標2：外国人観光客数  
構成市が公式に公表する外国人観光客数の合計

目標3：理解増進イベント（シンポジウム等）への参加者数

九山協議会が主催する理解増進イベント（シンポジウム等）の参加者数を集計する。

6-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

|                | 関連事業  | 基準年度<br>(H25)   | 計画期間の人数         |                 |                 |
|----------------|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|                |   |                 | H27             | H28             | H29             |
| 観光客数           | 5-4-2①(1)世界文化遺産シンポジウム（仮称）開催事業、<br>5-4-2①(2)世界文化遺産の理解増進・情報発信事業<br>5-4-2②スマートフォンアプリ開発による理解増進・情報発信事業<br>5-4-3(1)ウェブサイト開発による理解増進・情報発信事業<br>5-4-3(2)シリアル/ミネーションを伝える人材の育成<br>5-4-3(3)管理保全の知識や技術の向上を図るための研修会の開催等 | 55,753,700<br>人 | 58,753,700<br>人 | 58,753,700<br>人 | 58,753,700<br>人 |
| 理解増進イベントへの参加者数 | 5-4-2①(1)世界文化遺産シンポジウム（仮称）開催事業<br>5-4-2②スマートフォンアプリ開発による理解増進・情報発信事業   | 350 人           | 500 人           | 500 人           | 500 人           |

|         | 関連事業  | 基準年度<br>(H25) | 計画期間の人数   |           |           |
|---------|---|---------------|-----------|-----------|-----------|
|         |   |               | H27       | H28       | H29       |
| 外国人観光客数 | 5-4-2①(1)世界文化遺産シンポジウム（仮称）開催事業、<br>5-4-2①(2)世界文化遺産の理解増進・情報発信事業<br>5-4-2②スマートフォンアプリ開発による理解増進・情報発信事業<br>5-4-3(1)ウェブサイト開発による理解増進・情報発信事業<br>5-4-3(2)シリアル/ミネーションを伝える人材の育成<br>5-4-3(3)管理保全の知識や技術の向上を図るための研修会の開催等 | 435,473 人     | 586,000 人 | 661,000 人 | 636,000 人 |

6-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

「明治日本の産業革命遺産」のウェブサイト（5-4-2-(1)に記載）等において毎年度公表する。

7 構造改革特別区域計画に関する事項

7-1 構造改革特別区域計画の名称

該当なし

7-2 構造改革特別区域計画の範囲

該当なし

7-3 構造改革特別区域計画の概要

該当なし

8 中心市街地活性化基本計画に関する事項

8-1 中心市街地活性化基本計画の名称

該当なし

8-2 中心市街地活性化基本計画の範囲

該当なし

8-3 中心市街地活性化基本計画の概要

該当なし

9 産業集積形成等基本計画に関する事項

9-1 産業集積形成等基本計画の名称

該当なし

9-2 産業集積形成等基本計画の範囲

該当なし

9-3 産業集積形成等基本計画の概要

該当なし